

住宅等に原状回復のための支出をした方へ (災害関連支出がある場合の雑損控除の取扱い)

令和2年7月豪雨の影響により、令和3年中に「災害に関連するやむを得ない支出」(災害関連支出)をした場合には、令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告において、雑損控除の適用を受けられる場合があります。

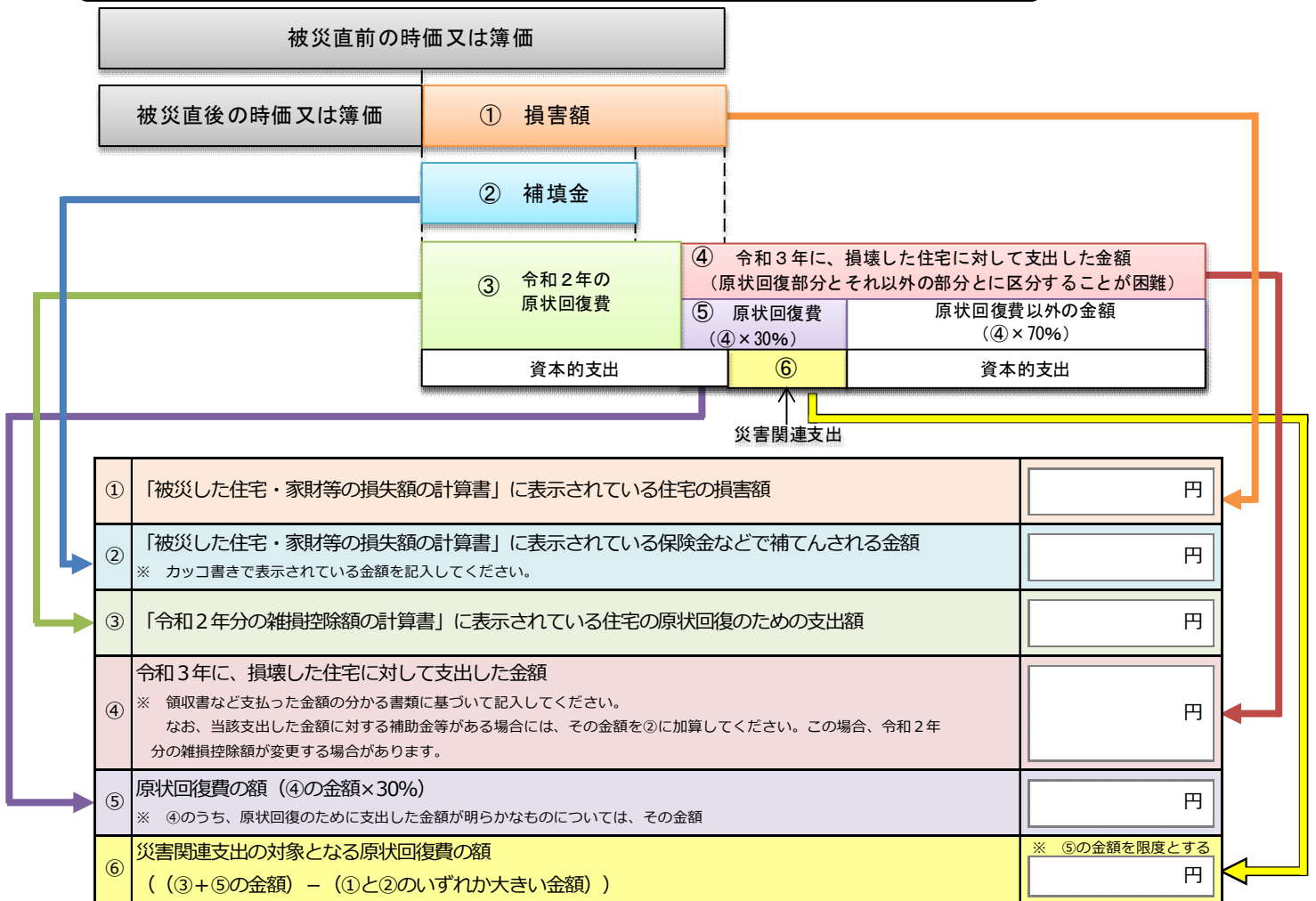
この災害関連支出には、災害により損壊した住宅等の取壊し費用などのほか、破損した住宅等を被災直前の状態に戻すための費用(原状回復費)も含まれます。

I 雑損控除の対象(災害関連支出)となる原状回復費の範囲

災害により住宅等が損壊した場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には3年を経過した日)の前日までに、その住宅等を被災直前の状態に戻すために支出した費用(原状回復費)のうち、その住宅等の損失の金額に相当する部分を除いた費用(次のイメージ図の⑥に相当する費用のことをいいます。)がある場合には、その支出した日の属する年分の損失の金額となります。

なお、住宅等の構造や材質を変更するなど、住宅等の使用可能期間や価値を高める支出は原状回復費には該当しませんが、支出した費用が住宅等の原状回復のための部分とそれ以外の部分とに区分することが困難な場合には、その支出した費用の30%を原状回復費とすることができます。

II 雑損控除の対象(災害関連支出)となる原状回復費のイメージ



※1 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」及び「令和2年分の雑損控除の計算書」とは、令和2年分の確定申告で作成・交付されたものです。

※2 ⑥の金額が0円以下となる場合は、災害関連支出の対象となる原状回復費の額はありません。

また、⑥の金額が⑤の金額を超える場合は、⑤の金額が災害関連支出の対象となる原状回復費の額となります。

【計算例】 令和3年に、住宅に対して支出した金額（原状回復費とそれ以外に区分することが困難）が100万円だった場合

被災した住宅・家財等の損失額の計算書 控

被害年月日	平成28年4月14日	被害の原因	熊本地震	住所	
				氏名	
住宅・家財等の損失額の計算					
住宅の損失					
1	(1) 取得価額等が明らかの場合 住宅の取得価額	①	30,000,000	円	
住	(1) 以外の場合	②	千円/m ² × m ²	千円/m ² × m ²	
	(2) 1㎡当たりの工事費用×損壊面積	③	=	円	=
宅			償却率 0.031 経過年数 4年	償却率 経過年数 年	
の	(① - ②) × 0.9 × 償却率 × 経過年数	④	3,348,000	円	
損	被災直前の時価相当額 (① - ②) - ④	⑤	26,652,000	円	
失	損害額 (⑤ × 被害割合)	⑥	1,332,600	円	
額	保険金などで補てんされる金額 (保険金などの支払総額はカッコ書きに記載)	⑦	(1,000,000) 1,000,000	円	
	差引損失額 (⑥ - ⑦)	⑧	332,600	円	

令和 年分の雑損控除額の計算書 控

氏名

この計算書は、住宅や家財などに被害を受け 雑損控除を適用する場合で災害関連支出がある場合に使用します。

1 被災の原因

被害の原因	被害年月日

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等		工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳		
	名称	所在地				イ 明らかな雑損控除のための支出金額	ロ 明らかな資本的支出の金額	ハ イロの区分が困難な金額
住宅①	●●●工務店	●●●市●●●	●●●	H28.10.10	4,000,000 円			4,000,000 円

3 損失額の計算(2以上の住宅又は車両を所有している方は雑損控除計算書(損失額の内訳書)を参考にしてください。)

区分	住宅	家財	車両	その他	合計
① 損害額	1,332,600	480,000			1,812,600
② 原状回復のための支出額 (注) 計算式 (A×30%) + B	1,200,000				1,200,000
③ ①と②のいずれか大きいほうの金額	1,332,600	480,000			1,812,600
④ 保険金等で補てんされる金額 (受け取るべき保険金等の金額)	1,000,000				1,000,000
⑤ 保険金等で補てんされる金額 (④の金額が限度です。)	1,000,000				1,000,000
⑥ 資産本体の損失額 (③-⑤)	332,600	480,000			812,600
⑦ 原状回復に係る災害関連支出の金額(②-①) (マイナスの場合は、⑥の金額が限度です。)					

※令和2年に災害関連支出がない方は、この計算書がありません。

災害関連支出の対象となる金額

① 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」に表示されている住宅の損害額	1,332,600円
② 「被災した住宅・家財等の損失額の計算書」に表示されている保険金などで補てんされる金額 ※ カッコ書きで表示されている金額を記入してください。	1,000,000円
③ 「令和2年分の雑損控除額の計算書」に表示されている住宅の原状回復のための支出額	1,200,000円
令和3年に、損壊した住宅に対して支出した金額 ④ ※ 領収書など支払った金額の分かる書類に基づいて記入してください。 なお、当該支出した金額に対する補助金等がある場合には、その金額を②に加算してください。この場合、令和2年分の雑損控除額が変更する場合があります。	1,000,000円
⑤ 原状回復費の額 (④の金額×30%) ※ ④のうち、原状回復のために支出した金額が明らかなものについては、その金額	300,000円
⑥ 災害関連支出の対象となる原状回復費の額 ((③+⑤の金額) - (①と②のいずれか大きい金額)) ※ ⑤の金額を限度とする	167,400円

⑥の金額が0円以下となる場合は、令和3年分における災害関連支出の対象となる原状回復費の額はありません。
⑥の金額が⑤の金額を超える場合は、⑤の金額が令和3年分における災害関連支出の対象となる原状回復費の額となります。

なお、災害関連支出には、⑥の金額のほか次に掲げる支出が含まれます。

- イ 住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出
- ロ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- ハ 住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出
- ニ 住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

これらの支出がある場合には、⑥の金額に加算してください。
ただし、これらの支出に対する補填金（補助金、保険金など）がある場合には、その補填金を控除した金額を⑥の金額に加算してください。

雑損控除の額は、次のAとBの算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。

A ⑥の金額 - 令和3年分の所得金額(※)の10分の1

B ⑥の金額 - 5万円 ※令和2年分の申告で控除することができなかった雑損失の金額を控除した後（繰越控除後）の金額となります。

【添付書類】
災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか又は申告書を提出する際に提示する必要があります。

※ この計算に関わらず、令和2年分の総所得金額等から控除することができなかった雑損失の金額がある場合は、令和3年分に繰り越して控除することができます。